

勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail web@oh-kinmui.jp
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

勤務医フォーラム

各種共済制度のお申し込みや、開業についてのご相談、ご意見など、ぜひお寄せください。

<http://oh-kinmui.jp/>

社会に目覚めつつある勤務医

勤務医部会担当副理事長 川崎 美栄子



手元にドクターズ・ユニオンの機関紙が届いて、改めて本田宏先生をはじめとするリーダーの頑張りに敬服する。医療崩壊のなか、医師不足も世に知られるところとなり、東北大震災の影響を受けた地域ではいっそう深刻さを増しているというのに、勤務医自身はなかなか立ち上がらない、あるいは立ち上がれないでいることが伝わってくる。ユニオンのアンケート調査では、医療崩壊で勤務医の

運動が起こった後も、さらに労働条件は厳しくなっている。多くの勤務医が感じている、にもかかわらずである。長年、勤務医の動向を見てきて、この社会行動のなさは何に由来するものかと考える。全体的には労働運動が低調で、労働者もどの労働組合にも入らないという状況であるということである。医師というのは、もともとソーシャル・クライミングしやすい職種なのだそうである。頑張れ

ば上昇志向を満足させられる、というところにも起因しているのだろうか？ また、「立ち去り型サボタージュ」と命名されたように、開業医への道がかなり険しくなったとは言え存在する。つまり、勤務医の集団としては新陳代謝が繰り返されて、同じ人たちが留まっているわけではないことにも、困難があるだろう。医師のサイト「m3」ニュースの掲示板に、今年1月から

勤務医の「特定支出控除」が拡大された、という記事が掲載されていた。通勤に要する費用や、転勤、単身赴任などの旧来のものに加えて、資格取得費や図書費、衣服費、交際費などが追加されたそうである。学会費も研修費として認められるということである

から、これからは利用価値が出てくるかもしれない。異状死の件や、宿直医の時間外勤務の件など少し進展した部分も見られるので、これからも保険医協会・全国保険医団体連合までご意見を発信していただきたい。

【参考】「特定支出控除」

2013年分から「特定支出控除」の適用判定基準が緩和され、給与所得控除額および給与所得控除額の2分の1（最高125万円まで）を超えた「特定支出」の合計が、控除額として認められます。

「勤務医必要経費」(新設)

図書費、衣服費、交際費等が「勤務必要経費」として、新たに特定支出に追加されます（最高65万円まで）。ただし、職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者に証明がされたものに限りです。

その年中の給与等の収入金額	特定支出控除の基準となる金額
1,500万円以下	その年中の給与所得控除額×1/2
1,500万円超	125万円



堺市の認知症対策の取り組みと阪南病院での役割について

前回に引き続き認知症を支えるネットワーク作りについて、今回はわが町、堺市での取り組みとその中での阪南病院の活動をお話します。

堺市では、高齢者および認知症患者さんが地域で安心して暮らせるように環境や地域ケアシステムの整備を行なっています。地域包括支援センターを中心に、関係機関がさらに緊密に連携し地域密着型のサービスとそのサービス提供体制の構築を図っています。「高齢者および認知症患者さんを地域で支えるために積極的な訪問看護、訪問介護を行い、ネットワークを作ってさらにお互いに情報の交換や協力をしながら治療技術、対応力のスキルアップをはかる」というところまでシステムは整備されつつあります。

堺市は全国でもめずらしく認知症疾患医療センターが2ヶ所（浅香山病院と阪南病院）あり、お互いに協力しながらネットワークの充実を図っています。医療と

介護の連携で、より一層効果的に高齢者の在宅生活を支援することが可能となりますので、堺市では医師会が協力し、多職種が参加する「堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議（いいともネットさかい）」を通じて、医療と介護の一層の連携を強化しています。

また、主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や、ケアマネジメントの後方支援を目的とし、ケアマネジャーなどに対する指導・相談の受付、支援困難事例への指導助言などを「連絡会」「ケースカンファレンス」として年間1000回以上（平成22年度）行っています。そのほかにも紹介しきれない活動はたくさんあり、堺市はこうした行政の動きが活発で全国的にもレベルの高い認知症ネットワークが出来つつあると思われます。

阪南病院の役割はそのなかで、認知症疾患医療センターを設けて認知症外来を行い、①『認知症の鑑別』、②『重度BPSD 認知症患者さんの治療連携』を軸に月平均33人前後の鑑別診断を行なっ



ています。そういった実際の治療連携の他にも対応力・診断治療の向上を目指して、③『かかりつけ医のスキルアップ研修』を年に1回行なっています（平成24年度は12月15日開催「若年性アルツハイマーについて」）。また、市民に対しての正しい知識の啓発をするため、④『認知症に関する一般講演』やイベント会場において当院認知症治療病棟のスタッフによる⑤『認知症患者さんの具体的な対応の実演（劇団名「すまいる」）』も行なっています。

これからもさらにスキルアップとネットワークの充実にむけて頑張りたいと思っています。

認知症ネットワークについて 後編

阪南病院 西側 充宏

勤務医も利用できる「休保制度」が募集再開

「保険医休業保障制度」は、2006年の保険業法施行以来、新規・増口募集を停止していましたが、今年3月より「保険医休業保障共済保険」として申し込み受付を再開します。病気やケ

ガのときも安心して療養できる制度です。ぜひこの機会にご利用ください。詳しくは、保険医協会共済部まで（電話06-6568-7721・FAX 06-6568-2389）資料請求ください。

● 加入申込資格 ●

※加入申込みできる方は、次の要件を全て満たす方です。

- ①59歳(昭和29年2月2日以降に生まれた方)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医である方。
- ②加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事している。

【注：申込み後、告知書による加入審査での加入判定があります】

勤務医にも必要な 保険診療の知識 17

参考・保険診療にまつわる 様々な約束事②

感冒、胃炎など175円以下の 副傷病名は 省略可能

例えば、消炎鎮痛剤を投与しており胃炎の病名をつけて胃薬を処方する、あるいは、長期に亘って向精神薬を投与しており、定期的に肝機能検査が必要なため肝機能障害(疑い)の病名をつける一など、“適応病名なし(A項)での査定・減点を防ぐために”やむを得ずに保険病名をつけている場合が多くあります。

投薬に関しては、このような「悪戯に多くの保険病名」をつけなくても良い規定が、平成14年に発出された保医発・通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」にあります。

同通知の「第3 診療報酬明細書の記載要領 2 診療報酬明細書の記載要領の関する事項」の「(15) 傷病名欄について」の「ウ」では、「薬剤料にかかる所定単位あたりの薬価が175円以下の薬剤の投与又は使用の原因となった傷病名のうち、健胃消化剤、鎮咳剤などの投与又は使用の原因となった傷病名など、イに基づき類推できる傷病については、傷病名を記載する必要はない。ただし、強心剤、糖尿病薬などの投与又は使用の原因となった傷病名についてはこの限りではない。」とされています。

更に、この通知を補完する形で同年に、保医発・通知「低薬価薬剤の審査等の具体的取扱方針」が出されています。“平成14年の診療報酬改定で、保険請求の透明性を確保するため、205円以下の薬剤名についても記載が義務付けられた。このため、医療機関及び審査上の負担を軽減する観点から、診療報酬明細書に記載された

主傷病、副傷病名から判断して、その発症を類推できる傷病については記載を省略できるよう、事務の円滑化を図った”。“これを踏まえ、社会保険診療報酬支払基金は、審査等の具体的な取扱方法を検討するため『低薬価薬剤の審査等に関する検討会』を設置”し、“当該検討会において、別添のとおり、『低薬価薬剤の審査等の具体的取扱方針』が取りまとめられた”が、“厚生労働省としては、当該取扱方針は妥当適切なものと考えているので、その取扱に遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図りたい”と。

「別添」の「2 具体的取扱方針 (1)『健胃消化剤、鎮咳剤など』の範囲について」，“参考1 文中には「175円以下の薬剤の投与…の原因となった健胃消化剤、鎮咳剤など…その発症が類推できる傷病については、…記載する必要はない」とあるが、例示から判断すると、さらに別紙1のような薬剤が該当する…いわゆる佐薬や一過性の症状に対する薬剤などである。”としています。“しかしながら、『類推できる傷病名』の範囲は広範囲であり、さらに臨床現場の医師による判断に幅が生ずることも想定されることから、この薬剤について限定的に列挙することは実務的でない”としています。

別紙1で、“いわゆる佐薬や一過性の症状に対する薬剤など”であり、“発症が類推できる傷病名”を省略してよい「薬剤」として「1. 健胃消化剤、2. 下剤・浣腸剤、3. 眠剤、4. 解熱鎮痛消炎剤、5. 去たん剤及び鎮咳去たん剤、6. 感冒薬 など」を列挙しています。

ここで重要なのは前段で、“類推できる傷病名”の範囲は広範囲であり、さらに臨床現場の

医師による判断に幅が生ずることも想定されることから、この薬剤について限定的に列挙することは実務的でない”としている点です。すなわち、“佐薬や一過性の症状に対する薬剤など”で、傷病名の記載を省略しても良いのは、「1. 健胃消化剤～6. 感冒薬」だけではなく、“臨床現場の医師による判断”に委ねられている、ということです。ちなみに、『低薬価薬剤の審査等の具体的取扱方針』の別紙2に“記載が省略できない傷病名”の用剤として、「1. 血管拡張剤、2. 血圧降下剤、3. 副腎ホルモン剤、4. 高脂血症用剤」に限っています。

平成24年6月1日発行の、支払基金「近畿ブロック通信・第9号」で、「Q4 健胃消化剤等で175円以下の薬剤を処方する場合、記載した傷病名から類推できる傷病名の記載は必要ない取扱とされていますが、突合点検が開始されるにあたり取扱に変更はありますか」に対し「A 175円以下の低薬価薬剤の取扱いについては、変更ありません」と回答しています。

紹介した平成14年通知によると、省略が認められるのは、“記載した傷病名から類推できる傷病名”だけではなく、“いわゆる佐薬や一過性の症状に対する薬剤など…さらに臨床現場の医師による判断に幅が生ずる”事から、かなり広範囲の傷病名の記載が省略できるはずで

主病でない傷病に対する175円以下の薬剤で、「A一適用なし」減点があった場合、紹介した“診療報酬明細書の記載要領に基づいて省略したものであり、適応なしではない”旨の異議申請をしたいものです。

(事務局参与・上田 浩治)

伝 message 言 board 板

求人(病院・診療所)

- ▶求内・整常勤医・内(療養病棟のみ) / 経験考慮 / 東大阪市病院 (184床、一般・療養) / 問合せ・070-5665-8013 (明石)
▶求常勤医師・当直非常勤医師 / 地下鉄谷町線「太子橋今市」駅西 / 徒歩5分 / 大阪市旭区大宮5-4-24 / 藤立病院 / 委細面談 / 問合せ・06-6955-1100 (事務長)
▶求耳鼻咽喉常勤医 / 耳鼻の手術積極的に取り組みます / 耳鼻咽喉科サージッククリニック老木医院 / 問合せ・0725-47-3113 (事務長) oiki-clinic.jp
▶求内科医 (週4日～) / 医療法人さくら会さくら会病院 / 大阪狭山市 / 南海高野線「金剛」駅 / 徒歩約10分 / 問合せ・072-367-0266 (橋本)
▶求内科・泌尿器科・皮膚科常勤医 (週4日勤務可) / 非常勤医 (月2回以上) / JR「茨木」駅 / 徒歩5分 / 茨木市駅前町3-2-2-404 / たかみクリニック / 委細面談 / 問合せ・072-631-3001

テナント物件/貸・売・継承医院

- ▶テナント物件 / 枚方市津田元町1-8-3 / JR学研都市線「津田」駅 / 徒歩5分 / 国道307号線沿 / 新築医療ビル / 2階歯科開業中 / 1階・47坪 / 3階・44坪 / 問合せ・072-845-6761 (高橋)
▶テナント物件 / 浪速区難波中3-14-8 / 浪速区役所真正面 / 地下鉄「難波」駅 / 2階・3階 / 各35坪 / 1階心療内科開業中 / 問合せ・06-6536-8604 (八重垣)
▶テナント物件 / (医療ビル) / 東淀川区大隅 / 大阪市営バス「大阪経大前」駅 / 徒歩1分 / 商業施設隣 / 人通り多 / 眼・耳鼻咽喉・皮膚・小児・心療内科の真空地域 / 1階 (21坪)・2階3階5階 (33坪) / 内部自由設計可 / 賃料相談可 / 問合せ・06-6327-0498 (村井)
▶テナント物件 / 阪急「豊中」駅 / 徒歩3分 / 3階143.98坪、4階38.65坪、5階26.46坪・28.88坪 / 募集科目歯科医以外 / 区画割は可能 / 問合せ・070-6547-3063 (城山)

- ▶テナント物件 / 八尾市南木の本 / JR「八尾」駅バス10分、地下鉄谷町線「八尾南」駅バス5分 / バス停徒歩1分 / 木造2階建延べ床面積約50坪、駐車4台分有 / スーパー万代向かい、隣シグマドラッグ、ジャパン近い / 外装美麗、南向き (府道バス通りに面し目立ちます) / 近医内科1件のみ / 即入居可 / 問合せ・090-9049-8890 (五十嵐)
▶テナント物件 / 南海本線「岸里玉出」駅前スグ、地下鉄四つ橋線「玉出」駅 / 徒歩5分 / 2011年10月新築ビル / 2F、3F部分 / 1F眼科です / 各階約47坪 / セコム格安 / 内部自由設計可 / 問合せ・山中眼科06-6661-3075 (FAX06-4703-3666)
▶テナント物件 / 摂津市正雀本町1-40-16 / マンション1階・約40坪 / 耳鼻科な

- ら即開業可 / 何科でも開業可 / 阪急京都線「正雀」駅 / 徒歩1分 / 耳鼻科 / 眼科・皮膚科向き / 問合せ・072-622-6072 (仲野)
▶貸医院 / 地下鉄今里筋線「たいでう豊里」駅下車2分 / 鉄筋3階建1階部分 / 43坪 / 即開業可能 / 介護関係オフィス可 / 問合せ・06-6329-1141 (田村)
▶貸医院 / 柏原市玉手町 / 近鉄南大阪線「道明寺」駅 / 徒歩8分 / 鉄筋2階建52坪 / 駐車4台分有 / 近医 内科・産科のみ / 診療科目は何でもOK / 問合せ・090-5069-6280 (松原)
▶売医院 / 内科医院兼住宅建物326㎡ / 土地416㎡ / 阪急中山駅よりバス12分 / 医域内30棟以上の中高層マンション林立 / 当院の他医院なし / 問合せ・0797-89-4649 (田畑) 9～13時

「勤務医LETTER」伝言板のご利用にあたり

保険医協会では診療所の継承・閉院にともなう相談事業を随時行っており、続々と相談が寄せられています。諸般の事情や個人情報に関わる等の理由から、この伝言板に掲載できないテナント物件・貸医院もございます。ご開業をお考えの先生で、開業地や診療科目、規模などある程度のイメージをお持ちの方は、一度保険医協会までご相談をお寄せください。勤務医部会ホームページ「勤務医フォーラム」の相談フォーマットをご利用いただくか、保険医協同組合の「開業相談医院継承支援サイト」をご利用ください。

勤務医の労働実態調査結果

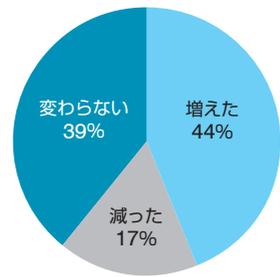
医療の安全を脅かす勤務医の長時間労働

全国医師ユニオンが中心となり2012年6月～10月に勤務医労働実態調査（以下「実態調査」）が実施されました。調査には、日本小児科学会、日本救急医学会、日本麻酔科学会、日本神経学会の4学会と、日本医療労働組合連合や保団連が協力し2109名の勤務医から回答が得られました。

「実態調査」に関わった全国医師ユニオン代表の植山直人氏は記者発表の場で「2006年に勤務医の過重労働が社会的問題になり5年以上経ったが、医療現場では改善の実感がない」とまず指摘し、つづいて今回の調査結果を報告しました（2006年は中原利郎先生の過労自死訴訟が結審し、小松秀樹先生の『医療崩壊―立ち去り型サボタージュ』とは何か』が出版され、医師会や医労連などの勤務医実態調査が相次いだ年）。

いるのは約3割と、勤務医の過酷な労働実態が報告されました。47%が自身の健康に不安を訴え、62%が職場を辞めたいと思ったことがあると回答し、44%の勤務医は業務負担が増えたと回答、政府の勤務医負担軽減策にもかかわらず、勤務医の負担感は大幅に増加していました。

業務負担は2年間で変わりましたか



「あなたの業務負担は、この2年間で変わりましたか」の間に「増えた」が44%であるのに対し、「減った」はわずか17%でした。この傾向は、すべての地域と診療科でも同様の結果が出ました。また、この間は、「勤務時間」「日当直数」「診療時間」「文書作業」「診療外勤務時間」「ストレス」に関して、個別に質問していますが、「日当直数」のみ「減った」が「増えた」を上回ったものの、他の項目はすべて「増えた」が「減った」を大幅に上回っています。

米国では2008年に米国医学研究所から一連続作業時間は22時～8時に5時間以上の睡眠が確保されない場合は16時間以上の夜勤を行った場合は診療をすべきでないという勧告されており、「強いストレスを伴うサービスにはその安全確保に見合うコストが必要であると消費者が認識する必要もある」との指摘もあります。

なお、全国勤務医ユニオンの「勤務医労働実態調査結果」をご希望の方は、勤務医部会担当までお電話ください（☎06-6568-7721 田川/若林）

勤務医の負担感大幅増

週当たりの労働時間は、常勤医が55.04時間、後期研修医が64.4時間に対して、非常勤医が35.7時間と常勤と非常勤の差は大きく、当直を行う勤務医の約8割が32時間連続労働し、残業代を全額請求して

医師自身が当直・日直を「労働」と認識していない場合が多い

当直・日直と医師労働の負担感の変化に関する報告では、「当直・日直」が「ある」と回答した方の「当直・日直」回数から推測できる「労働時間」との回答とが合わない事から、医師自身が当直・日直を労働と知らない場合が多いことが伺えました。

安全確保に見合うコストが必要

今回調査の安全・健康上の問題は、①長時間過密労働、②「当直」という夜勤から、睡眠不足になり医師の不健康な状態は医療安全上、大きな問題であると指摘されています。

勤務医部会が「時間外労働に関する調査」

大阪府保険医協会勤務医部会は2012年秋に「勤務医の時間外労働に関する調査」を行い、大阪に勤務する勤務医139人より回答がありました。回答者は「常勤医」は123人と90%近くを占め、うち「管理職」は59人（42.4%）、「非管理職」は79人（56.8%）でした。

「時間外」や「日当直」への「割増賃金の支払い」では、管理職と回答した方では35.4%が「管理職なので対象外」、非管理職と回答した方で21.5%が「年俸制なので対象外」と回答しています。この回答について、割増賃金の支払いを命じた判決や労働基準監督署の改善命令などを照らしてみると、「医師は出退勤が自由にできる管理監督者ではないので実際は“管理者”には当たらず支払いが必要、年俸制の場合は契約書に勤務時間を明記しそれを超える場合は支払いが必要」との意見もあります。また、時間外手当の問題は、「病院側には医師を労務管理するノウハウも人材もなく、モデル契約書があれば契約書の不備が医師にも病院側にも分かる」との指摘もあります。

厚生労働省は、看護師などについて「五局長通知」を發出し、労働環境改善を進めて今後、勤務医においても適用するような同省幹部の発言もあります。大阪府保険医協会勤務医部会では、こうした政策についての勉強会も検討しています。

「管理職なので対象外」が35.4%

奈良県立奈良病院の産婦人科医師の宿日直勤務について、割増賃金を支払うべき勤務状態だったとして、最高裁は奈良県の上告を棄却し、超過勤務手当の支給を命じる判決が確定しました。

国はこの裁判事例の問題点を矮小化せず、早急に行政は行政として、抜本的な対策をたてる必要があるといえます。すなわち、病院開設者等・勤務医・患者さんにしわ寄せしない、通達のみで終わらせない、予算の裏づけのある対策を講ずる責務があると考えます。この訴訟が求めているものは、お金ではなく、勤務医の労働環境の改善にあるといえるでしょう。（鶴）

勤務医の労働環境改善求める判決 時間外手当訴訟

病気やケガのとき安心 もしもの時！たよりになる

保険医休業保障共済保険

■ 拠出金は加入時のまま上がりません。また掛け捨てではありません。原則として加入時の1口あたりの拠出金は満期までかわりません。掛け捨てでなく、3年以上加入すれば脱退時に脱退給付金が給付されます。

1口あたりの拠出金（勤務医の方は3口まで）

加入年齢	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～54歳	55～59歳
拠出金	2,500円	2,800円	3,000円	3,300円	3,700円

■ 給付期間が最長730日の充実保障。

傷病休業給付金の給付期間は通算500日。それを超えて連続して休業した場合は長期給付金が最長230日の範囲で給付されます。

■ 給付内容が豊富。

傷病による休業に対する給付のほか、死亡・高度障害時や脱退時の給付金など全部で6種類の給付金があります。

7つのポイント

- 入院はもちろん、自宅療養、代診をおいても給付。一定の条件の下で、第三者の医師の治療を受けていれば、自宅療養でも、代診をおいても給付されます。
 - 同一疾病でも、何度でも給付。給付日数の範囲であれば、同一疾病であっても給付が何度でも受けられます。再発による休業でも安心して療養できます。
 - 75歳までの長期保障。診療に従事している限り、75歳まで全ての給付金について受給する権利があります。
 - 所得補償保険等の加入に関係なく給付。他の制度（所得補償保険等）の加入・受給に関わりなく給付されます。
- ※資料請求は、保険医協会共済部（電話06-6568-7721・FAX06-6568-2389）まで。

勤務医と年金～老後の安心は保険医年金で～

4月1日より
申込受付中

6月25日
締切

保険医協会は、諸事業の一つとして公的年金制度を充実させることを目標に活動していますが、同時に開業医・勤務医の生活・経営・老後を守るため、「保険医年金」制度を運営しています。現在、全国で約5万5千人が加入、積立総額1兆1千億円を超える大規模年金制度です。また、2011年5月より生命保険会社7社（三井生命、明治安田生命、富国生命、日本生命、太陽生命、第一生命、ソニー生命）に委託、制度の安全性、安定性がより一層高まりました。「老後への備え・蓄え」は、45年間の歴史と安定した運用、豊かな実績を持つ「保険医年金」で安全・確実なものに。ぜひ、この機会にご加入ください。

会員の老後・将来設計を支えます！



申込期間

4月1日～6月25日

加入日

2013年9月1日

予定利率

1.259% ※2013年2月1日現在
(短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります)

自在性が
魅力！

加入資格 満74歳までの協会会員
※増口・一時払は満79歳まで

加入口数 月払：1口 1万円 通算30口まで
一時払：1口 50万円 毎回40口まで

保険医年金ここがポイント

1. こつこつ貯める月払い制度
1口月額1万円。無理のない範囲で30口まで増やせます。
2. ドンと貯める一時払い制度
1口50万円まで1回40口まで。まとまったお金は一時払い制度へ。
3. 困った！ 積み立てがしんどくなってきた
掛金の一部または全部の払込を中断できます。
4. 大変！ 資金が必要になった
ご希望に応じて口単位での解約ができます。
5. そろそろ年金生活を
受取方法（10年・15年定額型、15年・20年通増型）は受給時に選べます。発足以来、年金受給額を減らしたことはありません。万一の場合はご遺族に全額給付。

● 受給者の声 ●

65歳で定年退職して、さて年金生活を送ろうと思っていたら、これまで細切れ勤務で、生涯一事業体に比べて、もらえる額はかなり少ない。これだけでは生活は苦しいが、私の場合20年前から保険医年金を掛けており、これが毎月23万円ほど受け取れるので本当に助かっています。（大阪市・勤務医）

35歳から 加入口数 → 月払い5口(5万円)

65歳から「10年確定」で受給の場合

月々(受給額) 約18万円 受給総額 約2,215万円 ●総掛け金額 1,800万円
※元本回復期間は月払いで3年11ヵ月・一時払で1年11ヵ月です。



ここで案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お支払条件については、パンフレット・申込書等を必ずご確認ください。

保険医共済会 新グループ保険 毎月募集

大阪府保険医協会の会員とご家族がご加入いただけるグループ保険（団体定期保険）を保険医共済会が扱っております。

「新グループ保険制度」は、万が一の死亡・高度障がいと病気やケガに対する医療保障の2本立てです。保険医共済会が自信をもっておすすめします！

万ーの場合の備え 新グループ保険

ご本人さま最高4,000万円までの死亡(所定の高度障がい状態)保障！

グループ保険加入例

グループ保険《本人》75歳（800万保障）まで継続加入できます

保険年齢	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (概算)	
		男性	女性
16歳～35歳	4,000万円	4,160円	2,480円
36歳～40歳		5,640円	4,280円
41歳～45歳		7,760円	5,360円
46歳～50歳		11,520円	7,440円
51歳～55歳		17,400円	10,280円
56歳～60歳		25,360円	12,640円
61歳～65歳	2,000万円	18,620円	8,720円
66歳～70歳	1,500万円	23,100円	10,065円

＋ プラス

病気やケガに備えて 総合医療保険

病気やケガによる1泊2日以上の入院・手術を保障！

総合医療保険加入例

総合医療保険《本人》75歳まで継続加入できます

入院給付金日額	10,000円	5,000円
入院給付金額	日額10,000円×入院日数	日額5,000円×入院日数
入院療養給付金額	入院給付金 日額×5	
手術給付金額	入院給付金 日額×20(ただし、外来・日帰り手術は×5、放射線治療は×10)	
保険年齢	月払保険料 (概算)	
30歳～34歳	2,970円	1,485円
35歳～39歳	3,090円	1,545円
40歳～44歳	3,360円	1,680円
45歳～49歳	3,970円	1,985円
50歳～54歳	5,120円	2,560円

グループ保険、総合医療保険のいずれか一方でのお申込みもできます。

●制度内容の詳細につきましては、パンフレット等を必ずご確認ください

資料請求・お問い合わせは保険医共済会 ☎06-6563-6681

保険医賠償責任保険

居宅介護支援事業・居宅サービス事業については、別途保険をご用意しております。

個人の責任問われる時代、診療に専念できる心のささえ

「保険医賠償責任保険」は大阪府保険医協会と三井住友海上火災が提携して運営されています。種類は「A」、「B」、「C」の3つのセットがあり、いずれかを選択していただけます。

パンフレットを同封しています。是非ご覧ください。

本制度の特徴



1. 有利な団体割引15%が適用されています。
2. 万一の事故の際には、豊かな経験と知識を生かし、保険医協会と三井住友海上がサポートします。
3. 相手方に支払う損害補償金だけでなく、弁護士費用等の訴訟費用、応急手当の費用まで補償します。
4. 保険料は会費口座からの引取りですので、キャッシュレスでご加入できます。

ご加入セット ☆標準的な加入プランは『Aセット』になります。

セ ッ ト 型		A	B	C	
てん補限度額 (保険金支払 限度額)	医療行為	1事故	1億円	5,000万円	3,000万円
		期間中	3億円	1億5千万円	9,000万円
	建物設備	身体(1名)	5,000万円	4,000万円	3,000万円
身体(1事故)		1億円	8,000万円	6,000万円	
財物		500万円	400万円	300万円	
(年間) 保険料	個人診療所	65,520円	55,770円	50,490円	
	勤務医	43,210円	36,750円	33,270円	

●制度内容の詳細につきましては、パンフレット等を必ずご確認ください

融資制度

住宅購入や増改築、お子さまの教育費、開業にあたっての資金など、何かと資金が必要な時があります。保険医協会では、勤務医のみならずご家族を対象に銀行と提携した融資制度をご用意しています。

新規開業資金／教育資金／住宅資金に

※詳しくは税務経営部まで。

■勤務医ローン (近畿大阪銀行提携) [教育・育英資金など] 最高3,000万円 [住宅資金] 最高5,000万円	■みずほ銀行提携ローン [新規開業資金、住宅資金など] 設備資金：最高1億円 住宅資金：最高5,000万円
■ドクターローン (近畿大阪銀行提携) [新規開業資金] 最高6,000万円	■大正銀行提携ローン [新規開業資金] 最高8,000万円

提携住宅ローン(三井住友銀行、ソニー銀行)もあります。お問い合わせください。